

令和2年度

宇陀市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

宇陀市監査委員

宇監委第71号
令和3年8月27日

宇陀市長 金剛一智様

宇陀市監査委員 籠谷順司

宇陀市監査委員 上田徳

令和2年度宇陀市財政健全化及び経営健全化の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度宇陀市財政健全化及び経営健全化について審査しましたので、次のとおりその意見を提出します。

令和2年度宇陀市財政健全化及び経営健全化審査意見

第1 審査の対象

この審査では、令和2年度宇陀市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

第2 審査の期間

令和3年8月2日から同年8月26日まで

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率の結果

指標	早期健全化基準				財政再生基準
	令和2年度	令和元年度	市に適用される基準	国の基準	
実質赤字比率	+1.17% (黒字)	+1.64% (黒字)	△13.16%	△11.25～ △15.00%	△20.00%
連結実質赤字比率	+18.44% (黒字)	+19.04% (黒字)	△18.16%	△16.25～ △20.00%	△30.00%
実質公債費比率	13.4%	14.4%	25.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	108.6%	124.7%	350.0%	350.0%	なし

公営企業（公営企業とみなす特別会計を含む）

指標	会計名	早期健全化基準				財政再生基準
		令和2年度	令和元年度	市に適用される基準	国の基準	
資金不足比率	下水道事業	—	—	20.0%	20.0%	—
	保養センター事業	—	—			
	市立病院事業	—	—			
	介護老人保健施設事業	—	—			
	水道事業	—	—			

(注) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足率を「—」と表記している。